

鳴門教育大学附属学校職員会議規程

平成16年 4月 1日

規程第 82 号

改正 平成20年3月17日規程第36号
平成21年3月31日規程第50号
平成22年3月24日規程第60号
平成23年3月31日規程第29号
平成26年3月24日規程第52号
平成28年8月 1日規程第48号
平成29年3月 8日規程第13号
平成31年3月13日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属幼稚園園則（平成16年校則第4号）第6条第2項、鳴門教育大学附属小学校校則（平成16年校則第1号）第6条第2項、鳴門教育大学附属中学校校則（平成16年校則第2号）第6条第2項及び鳴門教育大学附属特別支援学校校則（平成16年校則第3号）第8条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学の各附属学校（以下「附属学校」という。）にそれぞれ置く職員会議に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 職員会議は、附属学校の校長（幼稚園にあつては、園長とする。以下「校長」という。）の職務の円滑な執行に資することを目的とする。

(組織)

第3条 職員会議は、当該附属学校の職種に応じて、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 主幹教諭
- (4) 指導教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 栄養教諭
- (8) その他校長が指名する者

(議長)

第4条 職員会議に議長を置き、校長をもって充てる。

2 議長は、職員会議を主宰する。

3 校長に事故があるときは、教頭（附属幼稚園にあつては、園長が指名する者）が議長となる。

(事務)

第5条 職員会議に関する事務は、総務部附属学校課において処理する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。